

今年の経営支援セミナーは9月3日

経営者の皆様にタイムリーで、企業経営に役立つ情報をお伝えしたいとの願いのもと、今年も経営支援セミナーを開催します。今年はマイナンバーについて、ぜひ、経営者の皆様に知って戴きたい情報を提供しようと思います。お知り合いの方をお誘いのうえ、皆様の参加をお願いいたします。

- 日時 : 平成27年9月3日(木曜日)
- 時間 : 午後1時30分から午後4時30分
- 場所 : SMBC日興コーディアル証券4階会議室
- 受講料 : 3,240円(2名以上1人2,700円)

【テーマ】

1. マイナンバー制度の実務への影響と対応
2. リアルタイムで経営数値をつかむ！
— 月次決算の徹底活用方法 —

石の上にも三年という
しかし、三年を一年で習得する
努力を怠ってはならない 松下幸之助の言葉

日本政策金融公庫 普通貸付金利 1.30%~
経営改善貸付 1.25%
平成27年7月10日より

事業承継の基本項目 (3)

今月は親族内承継を考える時に、現社長が次期社長のためにすべきことを少し説明させて頂き載します。次期社長のためにすべきことの主なものは、下記の通りです。

- ① 経営者の決定 (トップの交代)
- ② 経営の承継 (経営権の承継)
- ③ 財産の承継 (自社株式と事業用財産の承継)
- ④ 次期社長が最も経営しやすい環境を整えること

(①②③)に加え、この④は極めて重要です。これらは、下記のものがありますが、これらの個々の課題を事業承継計画の中に記入し進めることになります。

- ① 1番の難物は、人間関係です(親族と番頭さんの両方です)
- ② 資金
- ③ 商品力
- ④ 営業構造
- ⑤ 組織等々



早期対応が求められる

財産債務調書制度の概要

平成27年度税制改正において、所得税法に基づく従来の「財産債務明細書」制度が国外送金等調書法に基づく「財産債務調書制度」に改組され、平成28年1月1日以降に提出すべき同調書に適用されます。ですから、平成27年12月31日における財産債務の状況について、その納税者の所得税の所轄税務署長にたいして、平成28年3月15日までに提出するものになります。では、この財産債務調書制度は、「国外財産調書」制度などに続く納税環境整備の一施策としての位置づけを持っています。マイナンバー制度の施行も踏まえ、国税当局が、国外財産のみならず、国内財産・債務も含めた各種情報の把握に資するための手段であるという点に注目すべきです。いままで、所得税の申告書の「附属書類」的な位置づけにあった同明細書が、相続税や法人税などの課税に係る活用も見据えた『調書制度』に改組されて、一定の納税者の財産・債務の状況に関する情報を、納税者自身が、国税に対して直接提出することとなった点を十分に踏まえておく必要があると思います。では、その要件です。(該当と思われる方は個別に)

1. 提出義務者に対する要件

	所得金額要件	保有財産金額要件
A	その年分の所得金額の合計額が2,000万円超	その年の12月31日における保有財産の価額の合計額が3億円以上であること(要株価評価)
B		その年の12月31日において保有している有価証券などの国外転出課税の対象財産の合計額が1億円以上であること

& — OR

【編集後記】

7月25日灼熱の京都へ行ってきました。ここは島津製作所です。ノーベル化学賞をもらった田中耕一さんの勤務先です。所長のお供で、TKC全国役員大会が大阪でありましたので、37度の京都を体感してきました。それぞれ、物がなくなったり、大変な珍道中でしたが、無事帰って来ました。

